

私立幼稚園に入園をお考えの方へ

私立幼稚園補助金等

新宿区では、区内に住所があり、基準に該当する保護者の方に入園料や保育料の補助等を行っています。

入園料の補助 80,000 円を限度

(所得制限なし)

保育料の補助等 所得により補助金額が異なります。

(補助金額は裏面参照)

申請方法は、入園予定の園からお知らせします。

補助金等の問合せ先



新宿区教育委員会事務局 学校運営課幼稚園係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1 (区役所第一分庁舎 4 階)

電話：03-5273-3103 (直通) FAX：03-5273-3580

令和6年7月作成

私立幼稚園補助金等のご案内

【補助金等の対象者】

私立幼稚園及び東京都認定の幼稚園類似施設に通園する園児（満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児）とともに新宿区に住所（住民登録をしていること）がある保護者に入園料や保育料の補助を行っています。

【補助金の種類】

1 入園料に対する補助金……80,000円を限度（所得制限なし）

当該年度に入園し、入園料を納めた方が対象です。年度内1回の交付です。

ただし、園に納めた入園料の額まで。

2 保育料に対する補助金……①施設等利用費（国の幼児教育・保育の無償化の制度）と ②保育料補助金（都・区の制度、所得制限あり）の2種類

各補助金等の合計額は下表参照。ただし、園に納めた保育料の額まで。

年度途中で入退園したとき、または新宿区に転出入したときは、日割りした金額になります。

年収の目安 ※2 家族4人世帯（給与収入で夫婦と 子ども2人）を想定	施設等利用費・保育料補助金の合計額（年額）		
	第1子	第2子（兄・姉が1人いる世帯） ※1	第3子以降（兄・姉が2人以上い る世帯） ※1
生活保護世帯等	562,800円	562,800円	562,800円
約270万円未満 （区市町村民税非課税世帯含む）	526,800円	562,800円	562,800円
約360万円未満	480,000円	501,600円	562,800円
約680万円未満	480,000円	480,000円	555,600円
約730万円未満	480,000円	480,000円	548,400円
約1,000万円未満	480,000円	480,000円	488,400円
約1,000万円以上	480,000円	480,000円	480,000円

※1 多子の対象となる子どもの範囲は、保護者と生計を一にする者としてします。

※2 年収の目安は参考です。補助金額は、区市町村民税所得割課税額（地方税法による住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の適用前の額）の世帯合算額で判定します。なお、新宿区の税率と異なる市からの転入及び新宿区の税率と異なる市に単身赴任等で居住している保護者は、新宿区の税率で計算し判定します。

・子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園及び東京都認定の幼稚園類似施設に通園する園児は、施設等利用費の対象にならないため、上記金額が異なります。また、幼稚園認可がないインターナショナルスクール等は補助対象になりません。

・ひとり親世帯等に該当する世帯は、世帯所得によって上記金額より増額される場合があります。

3 預かり保育料に対する補助金……日額450円（月額11,300円）を限度

区から保育の必要性の認定を受けた方が対象です。ただし、満3歳児については、区市町村民税非課税世帯又は区市町村民税課税世帯の第2子以降の子どもが対象です。ただし、園に納めた預かり保育料の額まで。

【交付（振込）時期】

10月末頃・・・入園料に対する補助金、保育料に対する補助金、預かり保育料に対する補助金（4～8月分）

2月末頃・・・保育料に対する補助金、預かり保育料に対する補助金（9～12月分）

5月末頃・・・保育料に対する補助金、預かり保育料に対する補助金（1～3月分）

【その他】

- ・未申告等で区市町村民税が確定していない場合は、保育料補助金等を原則交付できません。
- ・補助対象や金額等については、変更となる場合があります。